

関東信越税理士会 熊谷支部10月例会次第

日時 平成23年10月7日(金)

午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|----------------|--|---|------------|
| (1) 9月 8日(木) | 例会・支部研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 9月 8日(木) | 三者懇談会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 9月 9日(金) | 日本政策金融公庫との金融懇談会 | 於 | きんとう旅館 |
| (4) 9月15日(木) | 本会理事会・支部長会 | 於 | パレスホテル大宮 |
| (5) 9月16日(金) | 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会
「税についての作文」最終審査会及び役員会 | 於 | 熊谷市立商工会館 |
| (6) 9月20日(火) | 県下税務署長との協議会 | 於 | 大宮サンパレス |
| (7) 9月28・29 | 青色申告会連合会役職員合同研修会 | 於 | 岐阜県郡上八幡温泉 |
| (8) 9月30日(金) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | いづみ寿司 |
| (9) 10月 3日(月) | 熊谷資産税研究会定期総会 | 於 | さくらめいと |
| (10) 10月 4日(火) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (11) 10月 4日(火) | 県連ゴルフ大会 | 於 | 久慈カントリークラブ |
| (12) 10月 5日(水) | 支部広報部会 | 於 | 支部事務局 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・地域例会・署との協議会
日時 10月7日(金)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部研修会
日時 10月7日(金)午前10時30分～12時30分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 クラウドコンピューター時代と会計事務所
講師 森崎利直氏
- (3) 県連研修会
日時 10月11日(火)・12日(水)
場所 大宮ソニックシティ大ホール
- (4) 県連ソフトボール大会
日時 10月14日(金) (予備日 10月21日)
場所 東京健保大宮運動場
- (5) 支部親睦ゴルフ大会
日時 10月18日(火)午前8時集合 8時35分スタート
場所 熊谷ゴルフクラブ
- (6) 熊谷法人会役員県外視察研修
日時 10月19日(水)～20日(木)
場所 新潟県新発田市月岡温泉
- (7) 支部青年部研修会
日時 10月24日(月)午後3時30分～
場所 ティアラ21 4階 ハートピア会議室1
- (8) 新入会員研修会 (荒木茂人・加藤一郎・高橋幸一・濱野高志会員)
日時 10月25日(火)午前11時00分～
場所 大宮法科大学院大学
- (9) 県連地方税当局との協議会
日時 10月26日(水)午後2時～
場所 埼玉県税理士会館
- (10) 東京一日研修会
日時 11月2日(水)午前7時集合 熊谷市役所通り 熊谷郵便局のとなり
場所 衆議院会館・築地・巣鴨

- (11) 正副支部長・署との協議会
日時 11月7日(月)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (12) 正副支部長・地域長会議
日時 11月7日(月)午後5時10分～
場所 支部事務局

3. その他の協議報告事項

- (1) 11月10日(木)の例会時に平成23年分親和会費(¥6,000)を収集しますので宜しくお願いいたします。
- (2) 〈派遣関係〉支部推薦
熊谷市特別職報酬等審議会委員 萩原直幸会員

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

- (1) 関東信越税理士会情報
(2) 埼玉県税理士会支部連合会情報
(3) 熊谷支部各部会情報
(4) その他

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

6. 次回例会予定

日時 11月10日(木) 午前9時30分～支部例会・地域例会
場所 ホテルガーデンパレス

県北ブロック研修会

日時 11月10日(木) 午後1時00分～17時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 未定
講師 岩下忠吾氏

*バス 午前 9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発
午後12時30分 熊谷駅南口発

7. 支部ホームページパスワード

ユーザー名 k u m a z e i
パスワード k u m a 2 0 1 1

埼玉協熊谷地域10月例会

平成23年10月 7日 (金)

於 ホテルガーデンパレス

会務報告

23. 9. 2 (金) 第26回全税共県北地域業務推進協議会
(時間, 場所) 16:00～ ホテルガーデンパレス
(協議事項) (1) 第25回全国統一キャンペーンの結果報告
(2) 第26回全国統一キャンペーンの施策について
(3) 業務報告
(4) その他
23. 9. 20 (火) 第10回常務理事会
(時間, 場所) 14:00～ ラフォーレ清水園
(議 題) (1) 提携希望企業について
(2) 日税グループとの協議会運営について
(3) 書籍無償配布について
(4) その他
23. 10. 3 (月) 平成23年度 県北4地域合同大同会
(時間, 場所) 17:00～ アズ・ホール
(協議事項) (1) 福祉共済事業推進状況
(2) 研修「事務所で取組む保健指導」
(3) その他

関東信越税理士会 標準支部規約の一部変更案新旧対照表

現 行

変 更 案	現 行
<p>(支部総会に関する会則の準用) 第29条 本会の会則第30条第3項から第6項までの規定、第31条、第32条、第34条及び第36条から第38条までの規定は、支部総会に準用する。ただし、会長とあるのは支部長と、総会とあるのは支部総会と、理事会とあるのは支部理事会と、監事とあるのは支部監事と読み替えるものとする。</p> <p>(支部会費の全部又は一部の免除) 第33条 長期病気療養のため税理士業務を行わない者又は法第43条後段に規定する報酬のある公職にある者で、本会の会費負担の全部又は一部の免除を受けている者については、支部会費及び特別会費についても同一の免除を行うことができる。</p> <p>この規定は適用しない。 2 支部会員で、震災、風水害、火災その他これらに類する災害のため税理士業務を行うことが著しく困難な者で、本会がその申請を適当と認めるときは、1カ年を限度として支部会費及び特別会費の全部又は一部の免除を行うことができる。</p> <p>附 則 (年 月 日) この標準支部規約の一部改正は、平成23年9月15日から施行する。ただし、第33条については、平成23年9月15日を含む事業年度の会費から適用する。</p>	<p>(支部総会に関する会則の準用) 第29条 本会の会則第30条第3項から第6項までの規定、第31条、第32条、第34条及び第36条から第38条までの規定は、支部総会に準用する。ただし、総会とあるのは支部総会と、理事会とあるのは支部理事会と、監事とあるのは支部監事と読み替えるものとする。</p> <p>(支部会費の全部又は一部の免除) 第33条 長期病気療養のため税理士業務を行わない者又は法第43条後段に規定する報酬のある公職にある者で、本会の会費負担の全部又は一部の免除を受けている者については、支部会費及び特別会費についても同一の免除を行うことができる。</p> <p>2 税理士法人会員は、会費免除の規定は適用しない。</p>

【参 考：本会会則第30条】

(招集)

- 第30条 会長は、毎年事業年度終了の日から3月以内に定期総会を招集する。
- 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 会長は、臨時総会を招集しようとするとき（第5項の規定による請求があつたときを除く。）は、招集の理由及び議案について理事会の議を経なければならない。
- 監事は、第19条第1項の規定による報告をするため必要があると認めるときは、監事の過半数の決議により、臨時総会を招集することができる。
- 税理士会員総数の3分の1以上に当たる者は、招集の理由及び議案を記載した書面を会長に提出して、総会の招集を請求することができる。
- 前項の請求があつた日から2週間以内に会長が総会招集の通知を発しないときは、監事は遅滞なく総会を招集しなければならない。
- 総会を招集するには、会日の2週間前までに、その日時、場所及び議案を記載した書面にその通知をしなければならない。
- 前項の規定により通知をしなければならない税理士会員は、総会招集通知書の発送日現在において税理士会員名簿に登録されている者とする。

■2011/9/15 本会理事会承認

支部会場における無料税務相談実施要領

被災地等に対する税務支援事業についての指針

被災納税者に対する個別相談会における税務支援事業実施要領

■日全連との共済独自事業 11/26-11/27 2011/9/4 部会にて決定
東日本大震災による被災者及び避難者向け無料税務相談の手引き

■受託事業税務支援 1 4 3 5 人日震災対応追加 →支部間応援で対応

①6月個別相談会 50人日 潮来 太田 日立

②11-12月個別相談会 415人日 茨城県 栃木県 長野県

③平成23年分確定申告 5500人日+970人日=6470人日

確定申告期税務支援について

平成 23 年 10 月 7 日

税対部長 中野敦夫

※ 確定申告期無料申告相談（受託事業）

- ・ 24 年 2 月 15 日～3 月 12 日、延べ 116 人（昨年と同数）
- ・ 会場は深谷コミュニティセンター。熊谷税務署期限後申告相談はありません。
- ・ 震災対応税務支援により群馬県から 20 人受入、熊谷支部から 20 人他支部へ

※コールセンター（24 年 1 月 23 日～3 月 15 日）（受託事業）

- ・ 埼玉県全体で国税局（さいたま新都心）会場へ 698 人（昨年より 38 人増）
- ・ 震災対応税務支援として埼玉県から宇都宮サテライト会場へ 75 人
- ・ 熊谷支部は国税局会場へ。宇都宮会場も。具体的割当人数は不明（増加を予想）
- ・ 県連事前研修会 24 年 1 月 17 日を予定

※震災対応税務支援（受託事業）（内容は 10 月 5 日県連税対部会議時点）

○全体像

関東信越税理士会内での県連間応援～“玉突き支援”

長野県・新潟県⇒群馬県(124 人)⇒埼玉県⇒(315 人)⇒茨城県・栃木県→(被災地支部)

《315 人の内訳》

165 人茨城県(土浦支部 45 人、竜ヶ崎支部 70 人、下館支部 50 人)の無料相談

下館では瓦、壁、家具、墓等の損壊の被害が多数あった。土浦、竜ヶ崎は下館以上。

150 人栃木県(宇都宮支部の無料相談 75 人、コールセンター宇都宮サテライト 75 人)

日程は 24 年確定申告期、内容は 23 年分所得税確定申告

○熊谷支部の対応

- ・ 深谷コミュニティセンターでの無料相談に群馬県から 20 人を受け入れる

ただし(会場が熊谷でなく深谷であることについて)群馬県の了解を得られたら

↓

熊谷支部から 20 人を他支部に派遣する

《派遣先》

- ・ 宇都宮支部無料相談、コールセンター宇都宮サテライト、埼玉県内の他支部無料相談
- ・ 希望により土浦支部、竜ヶ崎支部、下館支部も
- ・ 希望により被害の大きい茨城県内上記3支部以外(水戸支部、日立支部、太田支部等)への直接派遣についても検討(埼玉県連税対部案)

○県外派遣者を対象とした研修を 12 月か 1 月に予定(埼玉県連税対部案)

○1 月 16 日支部例会時研修にて震災関連税制の研修を予定(同日農業青色申告の研修も)

※独自事業としての税務支援埼玉会場(11/26、27)～大宮、浦和、上尾各支部会員派遣予定

☆近日中に震災対応税務支援に関するアンケートをとらせていただく予定です。

平成22年度 収支決算書

平成22年4月1日～平成23年3月31日

地域：熊谷地域

(単位:円)

項目		予算額	決算額	差異	内 交際費
収益の部	組合交付金収入 (地域活動費)	600,000	617,000	△ 17,000	
	福利厚生事業収入	30,000	33,400	△ 3,400	
	全税共事業収入	170,000	354,350	△ 184,350	
	福祉共済事業収入	250,000	292,167	△ 42,167	
	共催事業収入	300,000	169,100	130,900	
	雑収入	100,000	70,000	30,000	
	前期繰越	616,040	616,040	0	
合計		2,066,040	2,152,057	△ 86,017	
支出の部	事業費	総務部門			0
		経理部門			0
		購買部門			0
		福利厚生部門	100,000	135,408	△ 35,408
		金融部門			0
		教育情報部門	300,000	169,100	130,900
		全税共部門	550,000	495,689	54,311
		広報部門			0
		トリニテーシステム部門			0
		福祉共済部門	300,000	336,183	△ 36,183
		定款等調査委員会			0
		その他の事業費			0
		(1)			0
		(2)			0
		小計	1,250,000	1,136,380	113,620
	会議費	総会費			0
		役員会議費	50,000	0	50,000
		諸会議費	3,000		3,000
		小計	53,000	0	53,000
	事務局費		200,000	363,756	△ 163,756
	臨時支出(0
	小計		200,000	363,756	△ 163,756
	次期繰越金		563,040	651,921	△ 88,881
合計		2,066,040	1,500,136	565,904	

上記のとおり相違ないことを確認致しました。

平成23年 4月 8日

地域幹事

竹村 宗一 

平成 23 年 10 月 5 日

埼玉県税理士協同組合
組合員・賛助会員各位

全国税理士共栄会
会長 南口 純一
埼玉県税理士協同組合
理事長 吉村 寛

全税共年金ご加入のお勧め

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、全国税理士共栄会（全税共）及び協同組合事業に格別のご支援ご協力を賜り誠に有難く、厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり「全税共年金」は、税理士とその関与先中小企業の方々が企業年金のメリットを享受できるよう、全税共が契約者となって設立した拠出型企業年金保険で、企業団体年金としては全国屈指の規模を誇っております。

同年金の特長として、掛金をご加入者の生活設計に合わせて設定することができる（加入後の掛金の変更も可能です）うえ、年金の受取方法も三種類（①10年確定年金②15年確定年金③10年保証期間付終身年金）から選択できること等が挙げられます。さらに、70歳の積立完了前でも一定の要件を満たせば年金として受取ることができ、仮に中途脱退した場合でも解約控除は適用されないため、一般の個人年金保険に加入する場合と比較し、ご加入者の利点が多く、税理士の皆様はもちろん、事務所従業員の方々にもお勧めの年金保険でございます。

この度、全税共は、第26回全国統一キャンペーンの実施に合わせ、全税共年金取扱会社5社（第一生命、明治安田生命、日本生命、住友生命、富国生命）と連携し、税理士及び事務所従業員の皆様を対象に、加入促進活動を強化していくことといたしました。

つきましては、取扱保険会社5社の営業職員が皆様の事務所を訪問した折には、何卒あたたかいご対応を賜り、また公的年金を補完する自助努力の年金として、是非とも全税共年金のご加入を検討いただきたく、お願い申し上げます。

末筆ではございますが、皆様のご健勝とご活躍を心より祈念いたしております。

謹 白

全国税理士共栄会会員のための

全税共年金

ご加入のおすすめ

拠出型企業年金保険(Ⅱ)

制度の特色

- 1 簡単な手続きで始められる全税共の年金制度です。
- 2 月払と一括払を上手に組み合わせて、老後の生活設計に備えた積立てが可能です。
- 3 加入2年以上かつ満60歳以上で脱退したとき年金受け取りが可能です。
- 4 年金は、①10年確定年金 ②15年確定年金 ③10年保証期間付終身年金の3つの種類のなかからお選びいただけます。
- 5 掛金払込期間中に加入者が死亡された場合には、脱退一時金に月払掛金の5倍相当額を加えた遺族一時金が遺族一時金の受取人(継続受取人)に支払われます。

給付額試算表(一例)

※下記の試算表はパンフレット2ページの月払と一括払の給付額試算表を一部の払込年数について抜粋し合算したものです。詳しくはパンフレットをご覧ください。

月払＋一括払給付額試算表

(月払掛金10,000円(2口)と一括払掛金1,000,000円(10口)の同時加入、60歳脱退の場合)

単位は円

払込年数	掛金累計額	積立金 (脱退一時金額)	基本年金月額			
			10年確定年金	15年確定年金	10年保証期間付 終身年金(男性)	10年保証期間付 終身年金(女性)
1年	1,120,000	約 1,107,600	—	—	—	—
2	1,240,000	約 1,235,700	約 10,830	約 7,440	約 5,160	約 4,480
3	1,360,000	約 1,365,500	約 11,970	約 8,220	約 5,710	約 4,950
4	1,480,000	約 1,496,800	約 13,120	約 9,010	約 6,260	約 5,430
5	1,600,000	約 1,629,600	約 14,280	約 9,820	約 6,810	約 5,910
10	2,200,000	約 2,317,700	約 20,310	約 13,960	約 9,690	約 8,410
15	2,800,000	約 3,047,000	約 26,710	約 18,350	約 12,740	約 11,060
20	3,400,000	約 3,819,000	約 33,480	約 23,000	約 15,980	約 13,870
25	4,000,000	約 4,637,500	約 40,660	約 27,930	約 19,400	約 16,830
30	4,600,000	約 5,505,700	約 48,280	約 33,170	約 23,040	約 19,990

(注) 給付額試算表に記載の積立金および基本年金月額は、平成23年5月1日現在の基礎率等(予定利率等)にもとづき算出したものです。積立金および基本年金月額は保険のご加入時点で定まるものではありません。なお、将来お受け取りになる年金額は、積立金(年金原資)をもとに、年金支払開始時点における基礎率等(予定利率等)によって算出されます。

(注) 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)がお払込掛金累計額を下回ることがあります。

(注) この保険契約は保険料の払込割合および給付の負担割合を引受割合とする共同取扱契約であり、引受保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います(給付に際しての負担割合は相違する場合があります)。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。また、事務幹事会社は各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。

この資料は平成23年5月時点の拠出型企業年金保険(Ⅱ)の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご加入にあたっては、パンフレットの「契約概要」、「注意喚起情報」を必ずお読みください。

引受保険会社および保険料の払込割合
(平成23年5月1日現在)

第一生命保険株式会社 (43.82%) 【事務幹事会社】
 日本生命保険相互会社 (26.82%) 住友生命保険相互会社 (9.00%)
 富国生命保険相互会社 (13.42%) 明治安田生命保険相互会社 (6.94%)

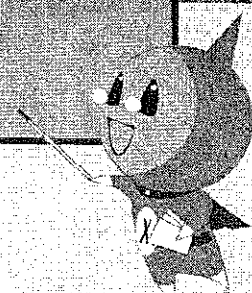
照会先 全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館4F TEL03-5740-8331(代)

市税をインターネットで簡単申告!!

熊谷市

エルタックス
eLTAX



エルタックスで申告するメリットは・・・

☆手続きが自宅やオフィスでできる!

☆複数の申告も一括で処理できる!

☆無料の対応ソフト(PCdesk)やeLTAX対応の市販の税務・会計ソフトで申告書が作成できる!

利用できる手続き

- 個人住民税** 給与支払報告書及び総括表、特別徴収に係る給与所得者異動届出書
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書、特別徴収への切替申請書
退職所得に係る納入申告書及び特別徴収票、公的年金等支払報告書
- 法人市民税** 確定・修正・中間・予定申告書、法人(設立・開設・異動)届出書
- 固定資産税(償却資産)** 全資産申告書、増加資産・減少資産申告書、修正申告書

事前手続

1

eLTAX ホームページ(<http://www.eltax.jp/>)にアクセスし、利用届出を行います。

2

ポータルセンタ(eLTAX 受付窓口)から利用者ID・暗証番号が発行され、その後、1日~7日程度で「手続完了通知」メールが届きます。

3

取得した利用者IDにより、申告に利用するソフトウェア(PCdesk:ピーシーデスク)をダウンロードします。

申告方法

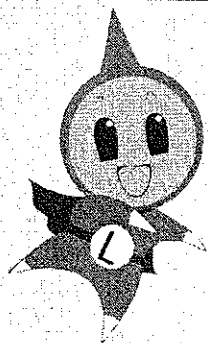
4

PCdesk 又は市販の eLTAX 対応の税務会計ソフトを利用して、申告データを作成し、電子署名を付与します。

5

利用者ID及び暗証番号を入力し、ポータルセンタにアクセスしてデータの送信を行います。

お問い合わせ先



- 地方税電子化協議会
- ホームページ <http://www.eltax.jp/>
 - 電話 0570-081459(市内通話料金でご利用いただけます)
- 熊谷市役所 電話 048-524-1111(代表)
- 個人住民税について 市民税課特別徴収担当 内線 244
 - 法人市民税について 市民税課法人市民税担当 内線 245
 - 償却資産について 資産税課償却資産担当 内線 253

eLTAXご利用時間 8:30~20:00(土日祝日・年末年始を除く)

個人住民税の給与からの特別徴収制度

埼玉県と県内すべての市町村からのお知らせです



「埼玉県のマスコット コバタン」

所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税は特別徴収をしていない、ということはありませんか？

事業主（給与支払者）の皆様には、所得税の源泉徴収と同様に、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等（給与所得者）に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられています。

従業員の皆様にとっても便利な制度ですので、特別徴収をされていない事業主の皆様には、お早めに手続きをお願いします。

従業員のメリット

1 金融機関へ納税に出向く手間を省くことができる。



2 普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため、1回当たりの従業員の負担が少なくてすむ。

例 年税額が12万円の場合 1回当たり
普通徴収 3万円 特別徴収 1万円

普通徴収 3万円 × 4回

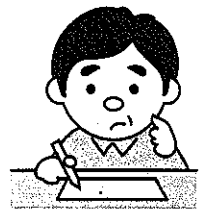
特別徴収 1回の負担が少ない！
1万円 × 12回

3 納め忘れにより延滞金がかかる心配がない。

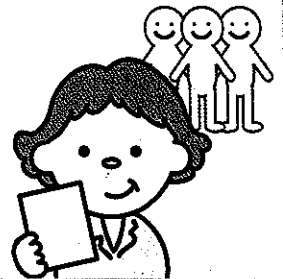


事業主の負担少

1 所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいらぬ。



2 従業員が常時10名未満の場合は、市町村長の承認を受け、年12回の納期を年2回とすることができる。



納期の特例

6月から11月分

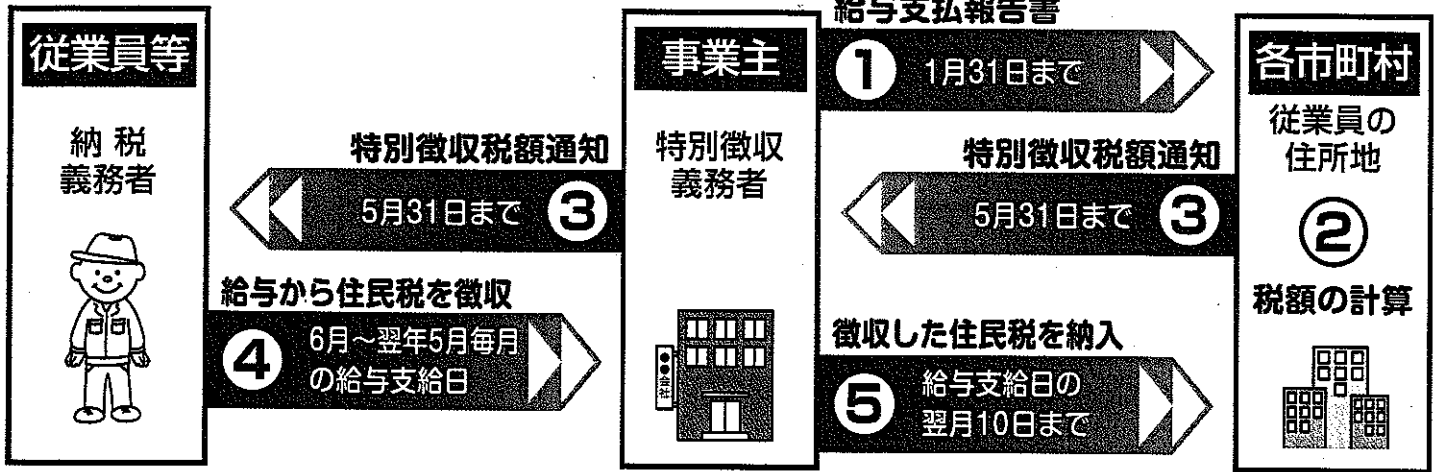
12月10日まで

12月から翌年5月分

6月10日まで



特別徴収の方法による納税の仕組み



Q & A よくあるお問い合わせ

Q.(質問)



今まで特別徴収していなかったのに、なぜ今さら特別徴収をしないとイケないのですか。

A.(答え)

法律(地方税法第321条の3)により所得税を源泉徴収している事業者(給与支払者)には、個人住民税の特別徴収が義務付けられています。

なお、特別徴収をしていただくと、従業員の方には、わざわざ金融機関等に納税に出向く手間を省くことができるなどのメリットがあります。

Q.(質問)

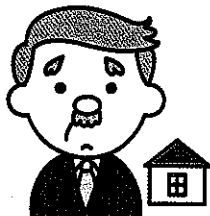


個人住民税も差し引くと従業員の手取額が少なくなってしまいますので、特別徴収はしたくないのですが。

A.(答え)

給与からの特別徴収は新たな税負担が生じるものではありません。年4回納期のある普通徴収と比べて毎月の給与から特別徴収されるため、1回当たりの負担額が少なくなるメリットがあることを従業員にご説明くださるようお願いいたします。

Q.(質問)



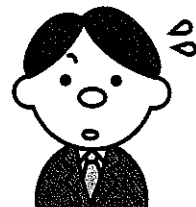
家族経営の会社で家族以外に従業員はいないので、特別徴収をしていませんでしたが、特別徴収しなければなりませんか。

A.(答え)

給与から所得税を源泉徴収している方がたとえ1名であっても、原則として会社が個人住民税も給与から特別徴収しなければなりません。

(地方税法第321条の4及び各市町村の条例)

Q.(質問)



特別徴収が義務だとは知りませんでした。今すぐ、特別徴収を始めることはできますか。

A.(答え)

年度途中からでも特別徴収を開始することはできます。必要な手続きをご説明しますので、市町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。

問合せ先

埼玉県総務部特別徴収対策課

TEL 048-830-2647

給与支払報告書提出先市町村の個人住民税担当課

※このリーフレットでは、個人市町村民税及び個人県民税を「個人住民税」と記載しています。